

総務省、厚生労働省、経済産業省 同時発表

令和2年1月29日
都市局都市政策課
都市環境政策室

「テレワーク・デイズ2020」実施方針の決定について

本日開催したテレワーク関係府省連絡会議（総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省の副大臣等から構成）において、「テレワーク・デイズ2020」の実施方針を決定いたしました。

総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、関係府省・団体と連携し、全国におけるテレワークの普及拡大及び東京オリンピック・パラリンピック競技大会時における交通混雑緩和を目的として、2017年より「テレワーク・デイズ（※）」を実施しています。

第3回目となった2019年は、7月22日～9月6日の期間において実施を呼びかけたところ、2,887団体、約68万人が参加し、国民運動として大きな広がりを見せています。

本日開催したテレワーク関係府省連絡会議において、2020年は「テレワーク・デイズ2020」として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間を含む7月20日～9月6日の期間に全国的にテレワークの実施を呼びかけることとし、別添のとおり、その実施方針を決定しました。

参加の登録方法等の詳細については、決まり次第別途お知らせいたします。

※ 2017年については「テレワーク・デイ」として実施

<問い合わせ先>

国土交通省都市局都市政策課 都市環境政策室

担当 三保木、石田、佐伯

電話 03-5253-8111（内線 32243, 32247, 32246）

03-5253-8398（直通）

FAX 03-5253-1586